

海軍諸則
則登載

達第五十六號

大正十一年達第九十五號中左ノ通改正ス

昭和五年六月一日

海軍大臣 財部 彪

「軍港」ノ下ニ「要港」ヲ加フ

茨城縣稻敷郡阿見村霞ヶ浦湖岸ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

千葉縣安房郡館山町館山灣沿岸 館山海軍航空隊

參照 大正十一年達第九十五號ハ軍港ノ外海軍航空隊ヲ附タ地ヲ指定シ呼稱ノ件ナリ (諸則卷一、六一五頁)

達第五十七號

海軍共濟組合貸付部規則中左ノ通改正ス

昭和五年六月一日

海軍大臣 財部 彪

第三條 本貸付部ハ組合員所屬各廳 (各要港部港務部、同工作部、舞鶴要港部軍需部、海軍火藥廠

達

百七

0534

爆薬部、海軍燃料廠探炭部及平壤鑛業部ハ各廳ニ準ズ）毎ニ之ヲ置キ（廳名）共濟組合貸付部ト稱ス

第七條 貸付金額ハ當該組合員ノ共濟部掛金總額ノ十分ノ八ヲ限度トス

第九條 貸付金ハ貸付ノ翌月ヨリ十八箇月以内ニ月賦辨濟ヲ爲サシム但シ特別ノ事情アルトキハ辨濟期限ヲ更ニ六箇月以内延長スルコトヲ得

第十三條 削除

第十五條 削除

第十五條ノ二 削除

第十六條 組合員資金ノ貸付ヲ受ケムトスルトキハ順序ヲ經テ借用證書（第一號書式）ヲ所屬廳長ニ提出スベシ

第十七條中「及災厄具申書」ヲ削ル

第二十條中「特別會計ト爲シ」ヲ「整理シ」ニ改ム

第二十五條中「貸付原票、借用證書及災厄具申書」ヲ「貸付原票及借用證書」ニ改ム

第二十七條中「及會計主任交替ノ際」ヲ削ル

0535

(第一號書式)

印紙稅法規
定ノ收入印
紙貼付

借 用 證 書 (半紙白紙)

一 金 額

二 借用期間

右之通海軍共濟組合貸付部規則ニ依リ借用候也

年 月 日

現住所

所屬

職名

日給

氏 名 印

達

百九

0536

應長 氏名 殿

備考

- 一 災厄ノ實狀ヲ詳記シタル書類ヲ添付ノコト
- 二 資金ノ貸付ヲ受ケムトスルトキハ本證書相當欄ニ必要事項ヲ記入シ印紙ヲ貼付セズ
又捺印スルコトナク所屬應長ニ提出ノコト
- 三 借用者現金ノ交付ヲ受クル際印紙ヲ貼付シ必要ノ箇所ニ捺印ノコト

(第二號書式)

削除

海軍條例
則登載

達第五十八號

海軍造船機造兵主要材料試驗檢査規則(航空機之部)中左ノ通改正ス

昭和五年六月一日

海軍大臣 財部

廳

第三章 鋼材規格中

0537

- 一、^{い.5}〇、四五炭素鋼其ノ一鋼棒及「ビレット」規格第五項機械的試験 (イ) 抗張試験ノ内降伏點「五五以上」ヲ「五〇以上」ニ、抗張力「八〇以上」ヲ「七〇以上」ニ改ム
- 二、^{い.5}〇、四五炭素鋼其ノ二鍛造物規格第四項機械的試験 (イ) 抗張試験ノ内降伏點「五五以上」ヲ「五〇以上」ニ、同「四〇以上」ヲ「三五以上」ニ、抗張力「八〇以上」ヲ「七〇以上」ニ、同「五五以上」ヲ「五六以上」ニ改ム
- 三、^{い.5}〇、四五炭素鋼其ノ三氣筒鍛造物規格第五項機械的試験 (イ) 抗張試験ノ内降伏點「五五以上」ヲ「五〇以上」ニ、抗張力「八〇以上」ヲ「七〇以上」ニ改ム
- 四、^{い.21}「シル、クローム」不銹鋼其ノ二鍛造物規格第四項機械的試験 (イ) 抗張試験ノ内降伏點「七〇以上」ヲ「六五以上」ニ改ム
- 五、^{い.23}〇 珪磨炭素軟鋼棒規格ヲ削除ス
- 六、^{い.24}五五珪磨炭素軟鋼棒規格第六項試材ノ撰出及材料ノ準備ノ (ロ) (ハ) 及 (ニ) ヲ削除ス

0538

達第五十九號

大正二年達第四十三號中左ノ通改正ス

昭和五年六月一日

海軍大臣 財部 彪

「海兵團職員勤務令」ヲ「海兵團職員服務規程」ニ改ム

第三條 團長ハ始メテ海軍兵籍ニ入リタル者入團シタルトキハ 勅諭ヲ奉讀シ海軍ノ重要ナル諸法

規ヲ訓示シ以テ其ノ精神ヲ薰陶スルコトヲ期スヘシ

第七條 團長ハ始メテ海軍兵籍ニ入リタル者入團スルトキ又ハ豫備役後備役下士官、兵ノ召集等ニ

際シテハ海軍人事部ノ執務ニ充分便宜ヲ與フヘシ

第八條中「兵種等級」ヲ「科別官職階」ニ改ム

第九條 團長ハ司令長官ヨリ下士官及兵ノ補充交代ヲ命セラレタルトキハ豫定順序ニ依リ軍醫科士

官ヲシテ身體検査ヲ爲サシメ勤務ニ堪ユヘキ者ヲ指名シ速ニ指定ノ艦船部隊其ノ他各部ニ配員ス

ヘシ若シ命セラレタル官職階ノ者ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得サルトキハ其ノ官職階以下ノ者ヲ以

テ之ニ代フルコトヲ得

達

0539

第十條 團長ハ前諸條ニ規定スルモノノ外適用シ得ル限リ艦船職員服務規程中艦長ニ關スル規定ニ準シ服務スヘシ

第十一條 副長以下ノ海兵團職員ハ適用シ得ル限リ艦船職員服務規程ニ準シ服務スヘシ
(諸例則卷一、五八四頁參照)

達第六十號

防備隊職員服務規程中左ノ通改正ス

昭和五年六月一日

海軍大臣 財部 彪

第一條 司令ハ隊内ノ編制及諸般ノ部署ヲ定メ之ニ依リ銳意部下ヲ訓練シ又常ニ之カ適否ヲ研究シ其ノ改善ヲ圖ルヘシ軍港又ハ要港ノ航空機ニ依ラサル空中防禦、警衛及陸上防火ヲ兼掌スル防備隊ノ防空部署、警衛部署及防火部署ニ付亦同シ

第五條中「他ノ職務ヲ」ノ下ニ「執行又ハ」ヲ加フ

第八條 司令ハ前諸條ニ規定スルモノノ外適用シ得ル限リ艦船職員服務規程中艦長ニ關スル規定ニ準シ服務スヘシ

0540

第九條 副長以下ノ防備隊職員ハ適用シ得ル限リ艦船職員服務規程ニ準シ服務スヘシ

(諸例則卷一、六〇六頁參照)

達第六十一號

港用品備品定額表別冊ノ通改ム (希) 昭和二年達百三十五号

別冊ハ海軍省軍需局長ヲシテ所要ノ向ニ配付セシム

昭和五年六月一日

海軍大臣 財部 彪

達

百十五

0541

海軍諸例
則登載

達第六十二號

海軍航空隊規則左ノ通改正ス

（済）大正十五年達第六十二號

昭和五年六月一日

海軍大臣 財部 彪

海軍航空隊職員服務規程

- 第一條 司令ハ隊内服務内規、飛行内規及整備内規ヲ制定シ所屬長官ノ認許ヲ受ケ之ヲ施行スベシ
- 第二條 司令ハ航空機搭乗配置命免簿ヲ備ヘ搭乗配置ノ命免ヲ明ニスベシ
- 第三條 司令ハ航空日誌ヲ備ヘ實施セル航空作業ニ關シ必要ナル事項ヲ記録セシムベシ
- 第四條 司令ハ毎月一回第一搭乗配置ニ在ル部下航空機搭乗員ノ航空記録ヲ査閱スベシ
- 第五條 司令ハ病氣、職務配置等ノ關係上航空機操縦ヲ中止シ居タル部下航空機操縦者ニシテ再ビ操縦ヲ始ムル場合又ハ操縦者ヲシテ訓練未済ノ航空機操縦又ハ飛行作業ヲ實施セシメントスル場合ニ於テハ必要ニ應ジ適當ナル指導官ヲ定メ之ヲ監督指導セシムベシ
- 第六條 司令ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ非ザレバ航空機ヲ操縦セシムルコトヲ得ズ
- 一 海軍練習航空隊飛行學生又ハ操縦練習生敎程卒業者

達

百十七

0542

二 海軍練習航空隊特修科學生教程又ハ航空術ノ講習ニ於テ特ニ航空機ノ操縦術ヲ修得シ海軍練習航空隊ノ司令飛行機又ハ飛行船操縦有資格者トシテ技倆ヲ認定セル者

三 航空機ノ操縦術修業中ノ者

四 外國飛行學校等ニ於テ航空機ノ操縦術ヲ修得シタル海軍兵科士官、航空機ノ操縦術ヲ修得シタル陸軍航空科將校其ノ他之ニ準ズル者

第七條 司令ハ航空作業申航空研究資料トシテ有益ナル事項ハ努メテ之ヲ調査セシメ海軍航空本部長ニ送付シ又氣象及水陸ノ狀況ニ關スルモノハ別ニ水路部長ニ送付スベシ

第八條 司令ハ部下航空機ヲシテ外國領域ノ上空ヲ飛行セシメントスルトキハ豫メ海軍大臣ノ認許ヲ受クベシ

第九條 司令ハ補缺員タル航空科下士官、兵又ハ掌整備兵タル下士官及兵ヲシテ特科專修別ニ從ヒ之ガ技倆ノ維持向上ニ努メシムベシ

第十條 司令ハ艦船搭載航空機及之ガ人員ヲ收容セル場合ハ其ノ教育訓練ニ關シ當該人員ヲ指揮スベシ

第十一條 司令ハ特別ノ事情アル場合ニ限り部下以外ノ海軍部内航空機操縦者ヲシテ部下ノ航空機

ヲ操縦セシムルコトヲ得

第十二條 司令ハ飛行機ノ常用補用ノ區分ヲ明ニシ特ニ必要トスル場合ノ外之ガ混用ヲ避ケシムベシ

第十三條 司令ハ飛行作業中航空機大破、人員ノ死傷其ノ他重大ナル事故ヲ生ジタルトキハ其ノ都度航空事故調書（別表第一號様式）ヲ作製シ海軍大臣及所屬長官ニ提出スルト共ニ海軍航空本部長ニ一通、海軍練習航空隊ノ司令ニ一通ヲ送付スベシ

第十四條 司令ハ部下ノ航空機ニシテ其ノ效力ニ影響ヲ及ボスベキ故障缺損ヲ生ジタルトキハ其ノ都度航空機故障缺損表（別表第二號様式）ヲ作製シ之ヲ所屬長官ニ提出スルト共ニ海軍省軍務局長、海軍航空本部長及海軍練習航空隊ノ司令ニ送付スベシ

第十五條 司令ハ毎年十二月前教育年度ニ於ケル航空事故原因統計表（別表第三號様式）ヲ作製シ所屬長官ニ提出スルト共ニ海軍航空本部長及海軍練習航空隊ノ司令ニ送付スベシ

第十六條 司令ハ海軍航空隊令第七條ノ規定ニ依リ飛行隊若ハ其ノ一部又ハ部下職員ヲ一時部下ノ附屬艦船ニ乗組マシメタルトキハ士官及高等文官ニ在リテハ之ヲ海軍大臣ニ報告シ特務士官以下及判任文官ニ在リテハ之ヲ本人在籍ノ鎮守府司令長官ニ報告又ハ通報スベシ

達

百十九

0544

第十七條 司令ハ海軍航空隊令第八條ノ規定ニ依リ部下職員ニ代理ヲ命ジタルトキ又ハ之ヲ解キタルトキハ士官ニ在リテハ之ヲ海軍大臣ニ報告シ特務士官及准士官ニ在リテハ之ヲ本人在籍ノ鎮守府司令長官ニ報告又ハ通報スベシ

第十八條 海軍航空隊令第九條ノ規定ニ依リ司令ノ職務ヲ代理シタルトキハ代理者ハ之ヲ海軍大臣ニ報告スベシ

第十九條 司令ハ隊員ニ搭乗配置ヲ命ズル場合ニ於テハ軍醫長ヲシテ其ノ健康状態ヲ検査セシムベシ病氣又ハ事故ノ爲三月以上操縦ヲ中止セル者操縦ヲ始ムル場合亦同ジ

第二十條 司令ハ海軍部内ノ者ニシテ公務ヲ帯ビ且事情其ノ必要ヲ認ムル者ニ限り之ヲ部下ノ航空機ニ同乗セシムルコトヲ得

第二十一條 司令ハ所屬長官ノ命令又ハ認許ナクシテ海軍部外ノ者ヲ部下ノ航空機ニ同乗セシムベカラズ

第二十二條 司令ハ航空機ノ事故又ハ遭難ニ依リ搭乗者ガ死亡又ハ生死不明トナリタル場合ニ於テハ其ノ官職、氏名及當時ニ於ケル状況ノ大略等ヲ具シ海軍大臣及所屬長官ニ報告シ本人在籍ノ鎮守府司令長官ニ通報スベシ

0545

第二十三條 司令ハ諸施設ノ保存ニ注意シ其ノ増築、改造、修繕ヲ要スルトキハ之ヲ所屬長官ニ具申スベシ

第二十四條 海軍航空隊職員ハ前諸條ニ規定スルモノノ外適用シ得ル限リ艦船職員服務規程ニ準據（整備長ハ機關長ニ關スル規定ニモ準據）シ服務スベシ

附則

從前ノ規定ニ依リ海軍航空隊航空術學生（操縦）、飛行學生、航空船又ハ飛行船學生、飛行練習生、航空船又ハ飛行船練習生教程卒業者及海軍航空隊特修科學生教程若ハ航空術ノ講習ニ於テ特ニ航空機ノ操縦術ヲ修得シタル者ハ第六條第一號又ハ第二號ノ適用ニ付テハ之ヲ海軍練習航空隊ニ於テ卒業又ハ修得シタル者ト看做ス

（諸例則卷一、六一三頁參照）

（別表三葉添）

別表第三

三葉添

注 別表ハ百四十頁ノ次ニ在リ

達

百二十一

0546

(別表第一)

海軍考課表規則ニ準ジ記入スベシ

海軍通信學校 科電信術練習生候補者所見表

所見	所見	所見	所見	分隊長(分隊)			賞罰	善行章	身		「氏名ニハ振假名ヲ附スベシ」
				職務	性質	品行			體	視力	
「選拔 順序」	「通信長(願送候、潜水艦ニ在リテハ同僚長)所見」	「分隊長(分隊長職務執行者)海軍大尉」	「所見」	「優、並、劣ノ三種ニ區分シテ記入スベシ」	「英文ノ試験成績ヲ百分比ニテ記入スベシ」	「選拔當時ノ配置職務及 其ノ適否」	「現官職ニ進級シタル年月日」	「練習生ノ種別及其ノ卒業年月日」	「練習生ノ種別及其ノ卒業年月日」	「聴力 右左」	「入籍番 氏名 年齢」
「何々艦長 海軍大佐」	「通信長(願送候、潜水艦ニ在リテハ同僚長)海軍大尉」	「分隊長(分隊長職務執行者)海軍大尉」	「所見」	「勤務評點	「勤務評點規程ニ準ジ記入ス」	「電 信」	「現役満期年月日」	「勤務日數」	「聴力 右左」	「入籍番 氏名 年齢」	「氏名ニハ振假名ヲ附スベシ」
「某①」	「某①」	「某①」	「所見」	「理解力」	「英文ノ試験成績ヲ百分比ニテ記入スベシ」	「電 信」	「現役満期年月日」	「勤務日數」	「聴力 右左」	「入籍番 氏名 年齢」	「氏名ニハ振假名ヲ附スベシ」

注意「」内ノ文字ハ記註例及注意事項ヲ示ス

0547

達第六十三號

大正十一年達第十一號中左ノ通改正ス

昭和五年六月一日

海軍大臣 財部 彪

第一項飛行機呼稱番號表中

霞ヶ浦航空隊

カ

ノ次ニ

館山航空隊

タ

ヲ加フ

参照 大正十一年達第十一號ハ航空機番號附與法及其ノ表示方ノ件ナリ(諸例則卷三、七七三頁)

達

百二十三

0549

海軍諸例
刑登載

達第六十四號

明治四十二年達第六十九號中左ノ通改正ス

昭和五年六月一日

海軍大臣 財部

彪

横須賀軍港ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

館山灣 洲ノ埼北西端ト大房鼻西端トヲ接シタル一線以内

參照 明治四十二年達第六十九號ハ雜役船等ノ定察港ノ件ナリ(略例則卷二、三九九頁)

海軍諸例
刑登載

達第六十五號

海軍服裝令施行細則中左ノ通改正ス

昭和五年六月一日

海軍大臣 財部

彪

第十四條中「通信優等徽章」ノ下ニ「操舵優等徽章」ヲ、「機關運轉優等徽章」ノ下ニ「工作優等徽章」ヲ、「通信優等章」ノ下ニ「操舵優等章」ヲ、「機關運轉優等章」ノ下ニ「工作優等章」

達

百二十五

0550

ヲ加フ

達第六十六號

軍事費演習費支出規程中左ノ通改正ス

昭和五年六月一日

海軍大臣 財部 彪

第一條第四號ヲ第五號トシ以下順次繰下ゲ第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ、第四號中「海軍各學校」ノ下ニ「及練習航空隊」ヲ加ヘ、「艦船部隊ノ航空機ヲ以テスル演習訓練、」ヲ削ル
「四、航空訓練規則ニ依ル演習訓練」

(參照 會計法規類集上卷二二〇頁)

0551

海軍諸例
則登載

達第六十七號

驅逐艦海風、山風、檜、榎ノ艦種ヲ掃海艇ニ變更ニ付左ノ通命名ス

昭和五年六月一日

海軍大臣 財部 彪

第七號 掃海艇 (驅逐艦 海風)

第八號 掃海艇 (驅逐艦 山風)

第九號 掃海艇 (驅逐艦 檜)

第十號 掃海艇 (驅逐艦 榎)

達第六十八號

機關日誌、機關月報、機關月報摘要取扱及記註心得中左ノ通改正ス

昭和五年六月一日

海軍大臣 財部 彪

第二條中「但シ内火機械ヲ主機械トシテ裝備スル艦艇(潜水艦ヲ除ク)ニハ乙ヲ準用ス」ヲ加フ
第十二條中「但書」ヲ削ル

達

百二十七

0552

海軍諸例
則登載

達第六十九號

海軍特務士官准士官配屬命課規則中左ノ通改正ス

昭和五年六月一日

海軍大臣 財部

彪

第六條中「各學校」ノ下ニ「練習航空隊」ヲ加フ

参照 諸例則卷一、一二五八頁

海軍諸例
則登載

達第七十號

海軍下士官兵定員補充交代規則中左ノ通改正ス

昭和五年六月一日

海軍大臣 財部

彪

第四條中「各學校」ノ下ニ「練習航空隊」ヲ加フ

参照 諸例則卷一、一二六一頁

達

百二十九

0553

達第七十一號

海軍通信學校規則左ノ通定ム

昭和五年六月一日

海軍大臣 財部 彪

海軍通信學校規則

第一條 校長ハ教務規程其ノ他執務ニ關スル細則ヲ設ケ横須賀鎮守府司令長官ノ認可ヲ經テ之ヲ實施スベシ但シ教務規程ニ關シテハ横須賀鎮守府司令長官ハ之ヲ認可スルニ先チ海軍大臣ノ承認ヲ經ルヲ要ス

第二條 海軍通信學校ノ紀律ハ軍艦ノ例ニ準ズ

第三條 海軍通信學校職員ニシテ海軍通信學校令第六條ノ規定ニ依リ校長ノ職務ヲ代理シタルトキハ代理者ハ之ヲ海軍大臣ニ報告スベシ

第四條 校長ハ教頭ヲシテ軍艦ノ例ニ準ジ海軍通信學校附下士官、兵及練習生ヲ統率セシムベシ

第五條 校長ハ通信術ノ事ニ關シテハ海軍各部ト連絡ヲ保チ教官以下ヲシテ之ガ研究調査ニ從事セシメ左記事項ニ關シテハ案ヲ具シ直接海軍大臣ニ提出スベシ

達

百三十一

0554

一 通信術ニ關スル戰技ノ實施成績ニ關スル所見及翌年度通信術戰技ノ計畫上必要ト認ムル事項

二 通信術ニ關シテ研究シ得タル事項中特ニ必要ト認ムルモノ

三 操式、教範等又ハ通信術教育ノ規畫ニ關シテ修正又ハ制定ヲ要スト認ムル事項

四 通信術年報、教育彙報等

第六條 校長ハ通信術ノ事ニ關シ艦船部隊其ノ他各部ヨリノ質疑ニ應ズルコトヲ得

第七條 校長ハ學生、練習生ノ終業期ニ於テ教官ヲ會同シ教育ノ經過、成績及進歩竝ニ學生、練習

生ニ關スル事項ヲ考查シ之ガ記録ヲ整理保存スベシ

第八條 校長ハ學生、練習生ノ終業期ニ於テ其ノ卒業成績表ニ意見ヲ附シ學生ニ在リテハ海軍大臣

ニ、練習生ニ在リテハ横須賀鎮守府司令長官ニ提出スベシ

練習生ノ卒業成績順序ハ何人中ノ何番ナル字句ヲ用ヒ之ヲ本人ノ考課調査表ニ記入スベシ

特務士官、准士官學生ノ卒業成績表竝ニ練習生ノ學業考課表及卒業成績表ハ各其ノ在籍ノ鎮守府

別ニ依リ之ヲ當該鎮守府司令長官ニ提出又ハ送付スベシ

第九條 校長ハ毎教育年度ニ於ケル教育報告二通ヲ調製シ十二月二十日迄ニ横須賀鎮守府司令長官

ニ提出シ横須賀鎮守府司令長官ハ之ニ意見ヲ附シ一通ヲ海軍大臣ニ進達スベシ

0555

第十條 高等科學生ノ召募ハ海軍大臣之ヲ告達ス

第十一條 所轄長ハ高等科學生召募ノ告達アリタル場合ニ於テ部下兵科將校中海軍通信學校令第十

七條ノ規定ニ該當スト認メタル者アルトキハ高等科學生候補者トシテ其ノ名簿^{別表}第二ヲ所屬長官ニ

提出シ所屬長官適當ト認メタルトキハ之ヲ海軍大臣ニ進達スベシ

第十二條 海軍大臣必要ト認ムルトキハ高等科學生候補者ニ相當ノ考試ヲ行ハシム此ノ場合ニ於テ

ハ海軍大臣ハ高等科學生候補者名簿ヲ直接海軍通信學校長ニ下付シ校長ハ考試問題ヲ秘封シ各所
轄長ニ送付ス所轄長ハ考試ヲ行ヒ其ノ答解書ヲ校長ニ送付ス校長ハ之ヲ調査シ成績表ヲ直接海軍

大臣ニ提出スベシ

考試ハ各地同日ニ行ヒ其ノ期日ハ考試問題ノ封筒ニ記スモノトス若シ特別ノ事情ニ依リ其ノ期日
ニ考試ヲ行フコト能ハザルトキハ所轄長ハ問題漏洩ノ虞ナキ限リ其ノ期日ニ拘ラズ考試ヲ行フコ
トヲ得此ノ場合ニ於テハ所轄長ハ其ノ事情ヲ海軍通信學校長ニ通告スベシ

第十三條 海軍通信學校令第十九條ノ規定ニ依リ特修科學生タランコトヲ志願スル者ハ兵科將校ニ
在リテハ海軍大臣ニ、兵科特務士官、准士官ニ在リテハ在籍ノ鎮守府司令長官ニ各順序ヲ經テ願
書ヲ差出スベシ

達

百三十三

0556

第十四條 兵科特務士官、准士官ヲ特修科學生ニ採用スベキ員數及時期ハ海軍大臣之ヲ告達ス

鎮守府司令長官ハ前項ノ告達ニ從ヒ前條ノ出願者中ヨリ選抜シタル者及其ノ鎮守府在籍ノ兵科特務士官、准士官ニシテ特ニ通信術ヲ修習セシムルノ必要アリト認めタル者ニ海軍通信學校特修科學生ヲ命ズベシ

第十五條 特修科學生タル兵科特務士官、准士官卒業シタルトキハ各其ノ在籍ノ鎮守府ニ復歸セシムベシ

第十六條 學生ニシテ傷痕、疾病其ノ他ノ事故ニ因リ同期學生ト共ニ卒業セシムルコト能ハザル者ハ適宜ノ期間共ノ卒業ヲ延期セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ校長ハ其ノ期間ヲ定メ海軍大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十七條 臨時講習ヲ行ハントスルトキハ講習科目及期限ヲ定メ講習員ノ召集ト共ニ海軍大臣之ヲ告達ス

講習終リタルトキハ校長ハ講習報告ヲ海軍大臣ニ提出スベシ

第十八條 練習生ヲ左ノ二種ニ區別ス

一 普通科電信術練習生

0557

二 高等科電信術練習生

第十九條 普通科電信術練習生ニハ海軍志願兵令第二十六條但書ニ依ル掌電信兵志願ノ水兵ニシテ海兵團ニ於テ規定ノ教育ヲ修了シタル者ヲ採用ス

第二十條 高等科電信術練習生ハ海軍三等兵曹又ハ任用實役停年ヲ有スル海軍一等水兵ニシテ左ノ諸號ニ適合スル者ノ中ヨリ之ヲ選拔ス

一 品行方正ナル者

二 年齢二十五年未滿ノ者

三 掌電信ノ要務ヲ執ラシムルニ適當ナル性能學力ヲ有スト認ムル者

四 普通科電信術練習生教程ヲ卒業シタル日ヨリ一箇年以上勤務ニ服シ其ノ特技章ヲ有スル者

第二十一條 練習生ニ採用スベキ員數ハ鎮守府毎ニ區分シ毎年二月一日以前ニ於テ海軍大臣之ヲ告達ス

第二十二條 横須賀鎮守府司令長官ハ前條ノ告達ニ基キ翌會計年度ニ於ケル練習生ノ採用ヲ便宜一同又ハ數回ニ分チ其ノ出入豫定期日ヲ二月末日迄ニ海軍大臣ニ報告スベシ學生ノ出入豫定期日亦之ニ準ズ

達

0558

第二十三條 普通科電信術練習生ヲ採用スルニハ横須賀鎮守府司令長官ハ前條ノ入校期日其ノ他必要ナル事項ヲ他鎮守府司令長官ニ通知スベシ

鎮守府司令長官ハ前項ノ通知ニ從ヒ海軍志願兵令第二十六條但書ニ依ル掌電信兵志願ノ水兵ニ對シ海兵團長ヲシテ規定ノ教育ヲ施サシメタル後修業成績表及徵募ノ際ニ於ケル適性検査成績表ヲ添ヘ之ヲ校長ニ通知シ期日内ニ入校セシムルモノトス

高等科電信術練習生ヲ採用スルニハ横須賀鎮守府司令長官ハ前條ノ採用員數、候補者選出期限、入校期日其ノ他必要ノ事項ヲ他鎮守府司令長官ニ通知スベシ

鎮守府司令長官ハ前項ノ通知ニ從ヒ艦船部隊其ノ他各部當該鎮守府在籍下士官、兵ノ勤務スルモノニ在リテハ其ノ所屬ノ如何ヲ問ハズ以下倣之ノ長ヲ

シテ練習生志願者ニ就キ身體検査ヲ行ヒ電信術伎倆試験規格ニ合格シ且海軍通信學校長ノ送付セル英文試験問題ニ依リ其ノ指定期日ニ於テ學力試験ヲ行ヒ第二十條ニ適合スル者ヲ選抜シ所見表別表第一ヲ附シ選出期限内ニ鎮守府司令長官ニ報告セシム鎮守府司令長官ハ更ニ選抜ヲ行ヒ右所見表

ト共ニ其ノ採用人名及所屬ヲ校長ニ通知シ艦船部隊其ノ他各部ノ長ヲシテ期日内ニ入校セシム艦船部隊其ノ他各部ノ長ハ其ノ出發前ニ於テ更ニ身體検査ヲ行ヒ不合格ノ者アルトキハ之ヲ在籍ノ鎮守府司令長官ニ報告シ鎮守府司令長官ハ補缺採用ノ手續ヲ行フモノトス

第二十四條 高等科電信術練習生ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ校長之ヲ免ジ理由ヲ附シ各其ノ在籍鎮守府ノ海兵團ニ入團セシメ且之ヲ各其ノ前所屬ノ船艦部隊其ノ他各部ノ長及在籍鎮守府ノ海軍人事部長ニ通知シ横須賀鎮守府司令長官ニ報告スベシ

一 傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ卒業ノ見込ナキ者

二 修業成績不良ニシテ卒業ノ見込ナキ者

三 勤務怠慢品行不正ニシテ練習生タルニ不適當ト認ムル者

四 前諸號以外ノ事由ニ依リ練習生タルニ不適當ト認ムル者

普通科電信術練習生ニシテ前項各號ノ一ニ該當スル者アルトキハ校長ハ詳細ナル理由ヲ附シ海軍志願兵令施行規則第十五條（傷疾、疾病又ハ精神若ハ身體ノ異常ニ因リ一般ノ兵トシテノ現役ニ堪エ難キトキ又ハ永久兵役ニ堪エ難キトキハ同規則第十九條）ニ規定スル手續ヲ爲スベシ

第二十五條 練習生ニシテ前條ノ規定ニ該當スルコトナク同期ノ練習生ト共ニ卒業セシムルコト能ハザル者アルトキハ校長ハ同種ノ次期練習生ニ編入スルカ又ハ同種ノ次期練習生卒業期迄ノ範圍ニ於テ適宜其ノ修業期間ヲ延長スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ校長ハ之ヲ其ノ前所屬ノ艦船部隊其ノ他各部ノ長及在籍鎮守府ノ海軍人事部長ニ通知シ横須賀鎮守府司令長官ニ報告スベシ

達

百三十七

0560

第二十六條 普通科電信術練習生ニシテ海軍入籍前電信ノ通信ニ從事シタル經歷ヲ有シ伎倆優等ナ

ル者アルトキハ校長ハ横須賀鎮守府司令長官ノ認可ヲ經テ適宜其ノ修業期間ヲ短縮スルコトヲ得

第二十七條 練習生卒業シタルトキハ各其ノ前所屬ノ艦船部隊其ノ他各部ニ復歸セシムベシ但シ在

籍ノ鎮守府司令長官ノ請求アルトキハ其ノ指定ノ艦船部隊其ノ他各部ニ轉勤セシムルコトヲ得

第二十八條 前條ニ依リ復歸セシムベキ前所屬艦船ニシテ外國又ハ遠隔ノ地ニアルカ或ハ所在不定

ナルトキハ之ヲ在籍鎮守府ノ海兵團ニ入團セシムルコトヲ得艦艇ノ本籍ニ異動アリタルトキ亦同

シ

前項ノ場合ニ於テ校長ハ之ヲ前所屬ノ艦船ノ長ニ通知スベシ但シ艦船ノ本籍ニ異動アリタルトキ

ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十九條 第二十四條、第二十七條又ハ第二十八條ニ依リ艦船部隊其ノ他各部ニ復歸若ハ轉勤セ

シムベキ者又ハ在籍鎮守府ノ海兵團ニ入團セシムベキ者ニシテ事故アリテ出發セシムルコト能ハ

ザルトキハ最近ノ海兵團ニ入團セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ各其ノ前所屬ノ艦船部隊

其ノ他各部ノ長ニ通知スベシ

第三十條 所轄長ハ海軍特修兵令第六條ニ依リ電信術特技章ヲ褫奪シタルトキハ之ヲ本人在籍ノ鎮

0561

守府司令長官ニ報告又ハ通報スルト同時ニ海軍通信學校長ニ通知スベシ

第三十一條 海軍通信學校學生及練習生ハ之ヲ校内ニ起臥セシメ臨時講習科ヲ履修スル者ハ之ヲ通學又ハ校内ニ起臥セシム但シ學生ハ場合ニ依リ之ヲ通學セシムルコトヲ得

第三十二條 校長ハ海軍各學校學生又ハ練習生ニシテ本校ニ於テ修學スル者アルトキハ其ノ修學ヲ終リタル後成績ヲ各其ノ所屬學校長ニ通報スベシ

第三十三條 毎年八月一日ヨリ八月三十一日迄ヲ夏季休業トシ十二月二十一日ヨリ翌年一月九日迄ヲ冬季休業トス但シ校長ハ教務ノ都合ニ依リ横須賀鎮守府司令長官ノ認可ヲ經テ此ノ時期ヲ多少伸縮變更スルコトヲ得

第三十四條 海軍通信學校學生及練習生ノ修業期間ヲ左ノ如ク種別ス但シ時宜ニ依リ多少伸縮セシムルコトアルベシ

- | | |
|---------|-------|
| 一 普通科學生 | 三箇月以内 |
| 二 高等科學生 | 一箇年 |
| 三 特修科學生 | 一箇年以内 |
| 四 専攻科學生 | 一箇年以内 |

達

百三十九

0562

五 普通科電信術練習生

二箇年以内

六 高等科電信術練習生

八箇月以内

第三十五條 戦時又ハ事變ニ際シ必要ト認ムルトキハ海軍大臣ハ練習生ノ教育ヲ中止シテ之ヲ退學セシムルコトアルベシ

附 則

本則施行ノ際現ニ海軍水雷學校ニ修業中ノ電信術練習生ハ之ヲ本則ニ依ル當該練習生トス從前ノ規定ニ依リ海軍水雷學校電信術練習生教程卒業ノ者ニシテ其ノ特技章ヲ有スル者ハ之ヲ本則ニ依ル當該練習生教程卒業ノ者ト看做ス

(別表二葉添)

注 別表ハ百二十一頁ノ次ニ在リ

別表第一號様式(用紙美濃判)

記事	將來ニ關スル意見	原因	損傷ノ程度		事故ノ概要	航空ノ目的	搭乗者				機動			機體		場所	天候氣象	日時	航空事故調査	昭和 年 月 日	海軍航空隊司令		
			搭乗者	航空機			同乗者 官職氏名	操縦者 官職氏名	機體名	製造年 製造月 製造日	製造年 製造月 製造日	事故發生前ノ狀況	使用時數	製造後	分解點檢後							製造後	分解點檢後

(備考)

- 一 本調書ハ飛行作業中ニ生起シタル航空機大破、人員ノ死傷其ノ他重大ナル事故ニ就キ調製スルモノトス
- 二 空中衝突、墜落其ノ他事態重大ニシテ事後詳報ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ摘要ノミヲ記載シ、記事欄ニ其ノ旨記註スルモノトス

別表第二號様式(用紙美濃判)

航空機故障缺損表(部)

昭和 年 月 日

海軍航空隊司令

事故發生年月日	航空機(發動機)ノ名稱、製造番號、製造年月日	故障缺損ノ箇所	故障缺損ノ狀況及其ノ程度	故障缺損ノ原因	製造、修理又ハ換裝後ノ總使用時數	處置ノ概要ニ復舊ニ要セシ延時數	記事

0565

(備考)

- 一 本表ハ飛行機機體(完備ノモノ但シ冷却裝置ヲ含ム)、飛行船船體及氣球(飛行機ニ準ズ)、發動機(完備ノモノ)、「フロベラ」及航空機用計器別ニ各別紙ニ記註スルコト
- 二 同一機種ニ對スル故障缺損ハ之ヲ纏メテ記註スルコト
- 三 發動機及「フロベラ」ノ名稱ニハ装着航空機ノ名稱ヲモ併記スルコト
- 四 記事欄ニハ故障兵器ノ來歴、故障防止ニ對スル意見其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記註スルコト
- 五 重大ナル故障ニ對シテハ成ルベク寫眞ヲ添附スルコト
- 六 頻出セル同一故障ニ對シテハ特ニ其ノ旨記事欄ニ附記スルコト

達第七十二號

海軍水雷學校規則中左ノ通改正ス

昭和五年六月二日

海軍大臣 財部 彪

第四條中「勤務」ヲ「附」ニ改ム

第五條中「及電信術」ヲ、同條第四號中「通信術年報」ヲ削ル

第六條中「及電信術」ヲ削ル

第八條中「海軍大臣ニ」ノ下ニ「、」ヲ、「學業考課表」ノ下ニ「及」ヲ加ヘ「進達」ヲ「提出」ニ、「卒業成績表及」ヲ「卒業成績表並」ニ、「夫々在籍」ヲ「各其ノ在籍ノ」ニ改メ第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ普通科練習生ニ在リテハ卒業成績順序ト共ニ魚雷成績及機雷成績ヲ記入スヘシ

第十二條中「進達」ヲ「提出」ニ改ム

第十三條中「海軍大臣ニ」ノ下ニ「、」ヲ、「在籍」ノ下ニ「ノ」ヲ加フ

第十四條中「兵科特務士官」ノ下ニ「、」ヲ加ヘ「又ハ電信術」ヲ削ル

達

百四十一

0567

第十八條中「五種」ヲ「三種」ニ改メ第四號及第五號ヲ削ル

第二十一條削除

第二十二條削除

第二十五條中第四項及第五項ヲ削リ第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

鎮守府司令長官ハ前項ニ依リ練習生採用員數ヲ定メタルトキハ其ノ候補者ノ總員數及採用員數ヲ
校長ニ通知スヘシ

同條第六項中「高等科水雷術魚雷練習生」ヲ「高等科水雷術魚雷練習生又ハ」ニ、「他鎮守府司令
長官」ヲ「他ノ鎮守府司令長官」ニ改メ「又ハ高等科電信術練習生」ヲ削ル

同條第七項中「高等科水雷術魚雷練習生、高等科水雷術機雷練習生ニ在リテハ本則第二十條ニ、高
等科電信術練習生ニ在リテハ電信術技術試驗規格ニ合格シ且海軍水雷學校長ノ送付セル英文試驗問
題ニ依リ其ノ指定期日ニ於テ學力試驗ヲ行ヒ本則第二十二條ニ」ヲ「第二十條ニ」ニ改メ「之ヲ在
籍」ノ下ニ「ノ」ヲ加フ

第二十六條 練習生ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ校長之ヲ免シ理由ヲ附シ各其ノ在籍鎮守府
ノ海兵團ニ入團セシメ且之ヲ各其ノ前所屬ノ艦船部隊其ノ他各部ノ長及在籍鎮守府ノ海軍人事部

0568

長ニ通知シ横須賀鎮守府司令長官ニ報告スヘシ

一 傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ卒業ノ見込ナキ者

二 修業成績不良ニシテ卒業ノ見込ナキ者

三 勤務怠慢品行不正ニシテ練習生タルニ不適當ト認ムル者

四 前諸號以外ノ事由ニ依リ練習生タルニ不適當ト認ムル者

第二十七條中「人事部長」ノ上ニ「海軍」ヲ加フ

第二十八條 削除

第二十九條中「在籍」ノ下ニ「ノ」ヲ加フ

第三十條中「アラス」ヲ「在ラズ」ニ改ム

第三十一條中「本則」ヲ削ル

第三十二條中「本人在籍」ノ下ニ「ノ」ヲ加フ

第三十四條中「校長ハ海軍各」ノ下ニ「學校」ヲ加フ

第三十六條第一號中「四箇月乃至六箇月」ヲ「四箇月以内」ニ改メ同條第八號及第九號ヲ削ル

別表第一、第二ヲ別紙ノ如ク改メ別表第三志望特科ノ欄中「(通信術)」ヲ削ル

(別表二葉添)

達

百四十三

0569

別表第一

海軍考課表規則ニ準ジ記入スベシ

海軍水雷學校普通科水雷術練習生候補者選抜表

「何々艦長 海軍大佐 某師」

年 日	和昭 月	年 日	和昭 月	年 日	和昭 月	年 日	和昭 月	序順拔選
								ニ職官現進 タシ級進ル 年月年
								體 身
								罰 賞
								行 品
								質 性
								能 技
								水雷關係經歷
								勤務評 點規定 ニ準ジ テ記入 スベシ
								意 注
								力 解 理 優普劣 ノ三種 ニ區分 シテ記 入スベ シ
								讀書 算術 成績百分比 普通學試驗
								名 職 官
								氏
								年 齡 名
								號 番 籍 入

注意「」内ノ文字ハ記註例及注意事項ヲ示ス

0570

(別表第二)

海軍考課表規則ニ準ジ記入スベシ

選抜 順序		所見		所見		所見		所見		所見		所見		所見		所見		所見					
所見	所見	所見	所見	所見	所見	所見	所見	所見	所見	所見	所見	所見	所見	所見	所見	所見	所見	所見	所見				
年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日			
「何々艦長 海軍大佐」		「水雷長 (驅逐艦、潜水艦ニ在リテハ同艦長) 海軍大尉」		「分隊長 (分隊長職務執行者) 海軍大尉」		「理解力」 「優、普、劣ノ三種ニ区分シテ記入スベシ」		「性質」 「普通科練習生ニ在リテハ入籍前ニ於ケル學校ノ修業程度ヲ記入シ又讀書、算術ノ試験成績ヲ各百分比ニテ記入スベシ」		「勤務評點」 「勤務評點規程ニ準ジ記入ス」		「品行」 「注 意」		「賞 罰」 「現官職ニ進級シタル年月日」		「善 行 章」 「練 習 生 (卒業年月日) (卒業成績)」		「身 體」 「身體検査ヲ爲シタル軍醫科士官ノ捺印ヲ要ス」		「職 務」 「職 務 評 點」		「入 籍 番 號」 「氏名ニハ振假名ヲ附スベシ」	
「某卿」		「某卿」		「某卿」		「某卿」		「某卿」		「某卿」		「某卿」		「某卿」		「某卿」		「某卿」		「某卿」			

注意「」内ノ文字ハ記註例及注意事項ヲ示ス

0571